

入札制度に係る説明会

開催日時 令和5年3月28日（火）
午後1時30分から
会場 若柳総合文化センター（若柳ドリームパル）
大ホール

次 第

1 開 会

2 入札制度等説明

（1）総合評価落札方式の本格実施について

（2）解体工事に係る最低制限価格等について

（3）その他

3 質 疑 応 答

4 閉 会

栗原市総務部管財課

(1) 総合評価落札方式の本格実施について

総合評価落札方式による入札は、国土交通省の調査によれば、令和4年10月1日現在、宮城県内の35市町村全てで導入しており、うち16市町で本格導入、その他の19市町村では試行により行っています。栗原市では、公共工事の品質確保や、建設業者の地域貢献等の適切な評価などを目的とし、平成29年度1件、令和3年度3件、令和4年度2件の計6件の工事を試行として行いましたが、令和6年度から本格的に導入し、一定の要件を満たした工事は「特別簡易型総合評価落札方式」による入札とします。

① 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、一般的な競争入札が価格のみで落札者を決定するのに対して、施工能力や地域貢献など、価格以外の評価項目も点数化し、価格による評価点との合計点を基に落札者を決定する入札制度です。

国や都道府県、大都市などでは「高度型」、「標準型」、「簡易型」など、工事内容や設計額等で複数の評価方法を使い分けていますが、中小規模の自治体では主に工事成績や同種工事の施工実績、社会貢献などを評価項目とする「特別簡易型」という評価方法を使用しています。

② 総合評価点の算定方法について

下記算定方法により総合評価点が最も高い業者が落札者となります。

総合評価点 (満点100点) = ① 価格評価点 + ② 価格以外の評価点

① 価格評価点 満点 80点

② 価格以外の評価点 満点 20点

※ 失格 (失格基準を下回る入札) 又は予定価格に達しない業者は総合評価の対象としない。

① 価格評価点の算定方法 (満点80点)

価格評価点 = 80点 × (最低入札価格 / 入札価格)

※ 「入札価格」は各入札者 (業者) の入札金額

② 価格以外の評価点の評価項目・配点 (満点20点) ※評価詳細 P.2~3

㊦ 企業の施行能力 (4項目・満点6点)

㊧ 配置技術者の能力・不誠実な行為 (4項目・満点4点)

㊨ 地域貢献 (6項目・満点6点)

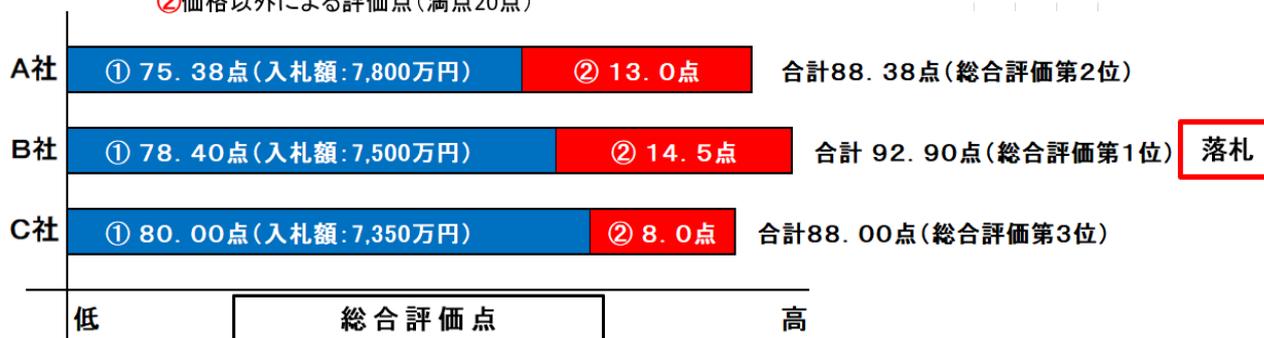
㊩ 社会性 (4項目・満点4点)

[評価のイメージ]

例: 予定価格8,000万円の工事の総合評価落札方式による入札

① 価格による評価点 (80点 × (7,350万円 (最低入札額) / 自社入札額) ※小数点以下第3位を四捨五入

② 価格以外による評価点 (満点20点)



③ 価格以外の評価点に係る評価項目及び配点について

価格以外の評価点に係る評価項目及び配点は下記のとおりです。

評価項目	評価基準	配点
企業の施行能力（最高点6点）		
過去5年間における同種工事の施工実績 (別記様式2) 説明1	実績有り	2
	実績無し	0
過去5年間の国、県又は県内市町村からの 優良建設工事施工業者表彰の有無 ※同種工事は、当該入札に係る工事の工種 (〇〇工事)とする。 説明2	表彰有り（同種工事）	1
	表彰有り（同種工事以外）	0.5
	表彰無し	0
過去5年間の栗原市における工事成績点数 平均 ※同種工事に限らない	80点以上	2
	75点以上80点未満	1
	75点未満又は実績無し	0
ISO認証取得 ※建設業に関するものに限る。 ※ISO14001に代わり、みちのく環境管理 規格可	ISO9001及びISO14001の両方を取得	1
	ISO9001又はISO14001のどちらかひとつ を取得	0.5
	取得無し	0
配置技術者の能力（最高点4点）		
当該工事に配置する技術者の継続教育（C PD）取組状況の有無 説明3	証明有り（各団体の推奨単位以上取得）	1
	証明有り（各団体の推奨単位1/2以上取得）	0.5
	取得無し	0
当該工事に配置する技術者が保有する資格 の有無	1級施工管理技士又は監理技術者	1
	2級施工管理技士	0.5
当該工事に配置する技術者の過去5年間に おける同種工事の施工実績の有無 (別記様式3) 説明1 ※同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とす る。 ※同種工事の経験として記載する工事は、従事を必要 とする期間に対する配置技術者若しくは現場代理人 としての従事期間の割合が90%以上であること。	実績有り	2
	実績無し	0

不誠実な行為（減点）		
指名停止処分の有無 ※過去3年間における指名停止処分の有無（栗原市からの指名停止に限る）	無し	0
	1回につき（6か月未満）	△1
	1回につき（6か月以上）	△2
地域貢献（最高点6点）		
営業拠点の所在地 ※栗原市内に本店、支店又は営業所等の所在地の有無	栗原市内に本店有り	2
	栗原市内に支店又は営業所等有り	1
	無し	0
栗原市との災害協定の有無 説明4	有り	1
	無し	0
栗原市との除融雪業務契約の有無 説明4	有り	1
	無し	0
栗原市消防団協力事業所の認定の有無 説明4 ※公告日において、協力事業所の認定の有無	有り	0.5
	無し	0
地域貢献活動の有無 ※宮城県のスマイルサポーター又は栗原市のスマイルサポーターとして認定された事業者で、過去1年間における栗原市内での活動に限る	有り	1
	無し	0
協力雇用主として保護観察所に登録の有無 説明5	有り	0.5
	無し	0
社会性（最高点4点）		
建設業退職金共済制度導入の有無	有り	1
	無し	0
退職一時金制度・企業年金制度導入（中小企業退職金共済制度も含む）の有無	有り	1
	無し	0
若手、女性技術者の雇用 ※雇用している技術者について、公告日において40歳以下（満年齢）の者又は女性技術者雇用の有無	有り	1
	無し	0
障害者の雇用 ※公告日において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用の有無	法定雇用率以上又は義務外雇用有り	1
	法定雇用率未満又は義務外雇用無し	0
合 計		20

= 各項目の説明 =

説明 1

企業と配置技術者の同種工事施工実績の評価に係る「同種工事」については、学識経験者からの意見等を参考に、工事ごとに決めます。

- (例) ・国、都道府県、政令指定都市又は栗原市が発注した工事のうち、アスファルト舗装面積〇〇〇〇㎡以上の舗装工事
- ・当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び入札公告日までに完成し、引渡しが完了した、国、都道府県、政令指定都市又は栗原市における、管布設延長〇〇〇m以上の下水道管布設工事 など

説明 2

優良建設工事施工業者表彰の有無は、栗原市からに限らず、国、県又は県内市町村からの表彰が対象となります。この同種工事は「説明 1」とは違い、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事などとなります。

説明 3

配置する技術者について、以下のいずれかの団体が実施している継続教育(CPD)の取得単位について、下記の単位以上であれば1点、1/2以上であれば0.5点となります。

(公社) 日本技術士会	150単位(3年間)
(一社) 全国土木施工管理技士連合会	20単位(1年間)
(公社) 農業農村工学会技術者継続教育機構	50単位(1年間)
(公社) 日本建築士会連合会	12単位(1年間)
(公社) 空気調和・衛生工学会	50単位(1年間)
(一社) 建築設備技術者協会	35単位(1年間)

説明 4

担当部署

災害協定：栗原市総務部 危機対策課 TEL 22-1149

除融雪業務：栗原市建設部 建設課 TEL 22-1152

消防団協力事業所：栗原市消防本部 総務課 TEL 22-1191

説明 5

協力雇用主とは、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、雇用することで立ち直りを支援する事業主です。

協力雇用主になるためには、各都道府県にある保護観察所(以下「観察所」)に登録し、地区協力雇用主会に入会する必要があります。登録手続きは観察所が行います。

仙台保護観察所(宮城県管轄)

仙台市青葉区片平1-3-1 仙台法務総合庁舎3階

TEL:022-221-1451

④ 本格導入時期・価格範囲・対象工事について

本格導入時期、予定価格の範囲、対象とする工事については下記のとおりです。
なお、令和5年度は引き続き試行として数件行う予定です。

[本格導入時期]

令和6年4月から

[対象工事の価格範囲]

税込予定価格 5千万円以上 1億5千万円未満 の工事

[対象の工種]

解体工事を除く全工種

(ただし、総合評価落札方式による入札が適さないと判断した工事は除く。)

(2) 解体工事に係る最低制限価格等について

解体工事の入札に係る最低制限価格等の算定方法について、下記の理由により、令和5年4月から改正します。なお、解体工事以外の工事については変更ありません。

1. 解体工事の入札が、他の工事と比較し、最低制限価格（又は失格基準価格）を下回った入札による失格が多いことについて、栗原市公共工事等入札監視委員会から指摘を受けていること。
2. 解体工事は品質を確保すべき成果品（建築物等）がないこと。
3. 他の工事と異なり産業廃棄物管理票（マニフェスト）により契約の適正な履行を確保することが可能であること。

【最低制限価格】

最低制限価格は、税込予定価格 130 万円以上 5,000 万円未満の工事で、一般競争又は指名競争による入札に適用します。令和5年4月から、解体工事に係る最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

最低制限価格制度・・・最低制限価格を下回る入札は「失格」となります。

	(旧) 令和5年3月まで	(新) 令和5年4月から
最低制限価格算定方法	【全工種】 下記①から④の合計額が最低制限価格の <u>算定基礎額</u> となります。 ① 直接工事費 × 95% ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%	【解体工事以外】 <u>変更なし（左記の算定方法）</u>
		【解体工事】 <u>① 直接工事費 × 75%</u> ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%
	上記の合計額（算定基礎額）にランダム係数（範囲：0.99001～1.00998）を乗じた価格が <u>最低制限価格</u> となります。 なお、算定基礎額が予定価格の90%を超えた場合は90%の価格、70%未満となった場合は70%の価格を算定基礎額とします。	

(注) 工事内容等により、上記の算定方法を使用せずに最低制限価格を設定する場合があります。

【低入札価格調査】

低入札価格調査制度は、税込予定価格 5,000 万円以上の工事の入札に適用します。
令和 5 年 4 月から、解体工事に係る調査基準価格及び最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

低入札価格調査制度・・・「失格基準価格」を下回る入札は「失格」となり、失格を除く最低入札額が失格基準価格以上、「調査基準価格」未満の場合には、落札を保留し、その入札額での履行が可能であるかの調査をした上で落札者を決定します。

	(旧) 令和 5 年 3 月まで	(新) 令和 5 年 4 月から
低入札価格調査 「調査基準価格」・「失格基準価格」 算定方法	<p>【全工種】 〈調査基準価格〉 下記①から④の合計額が調査基準価格となります。</p> <p>① 直接工事費 × 95% ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%</p> <p>〈失格基準価格〉 下記①から④の合計額が失格基準価格となります。</p> <p>① 直接工事費 × 90% ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ 一般管理費等 × 50%</p>	<p>【解体工事以外】 <u>変更なし (左記の算定方法)</u></p> <hr/> <p>【解体工事】 〈調査基準価格〉 下記①から④の合計額が調査基準価格となります。</p> <p><u>① 直接工事費 × 75%</u> ② 共通仮設費 × 90% ③ 現場管理費 × 90% ④ 一般管理費等 × 55%</p> <p>〈失格基準価格〉 下記①から④の合計額が失格基準価格となります。</p> <p><u>① 直接工事費 × 70%</u> ② 共通仮設費 × 85% ③ 現場管理費 × 85% ④ 一般管理費等 × 50%</p>
	<p>調査基準価格が予定価格の 90%を超えた場合は 90%の価格、70%未満となった場合は 70%の価格を調査基準価格とします。</p> <p>いずれの算定方法も、1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てします。</p>	

(注) 工事内容等により、上記の算定方法を使用せずに調査基準価格を設定する場合があります。